

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

<p>（法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める金融機関） 第二十条の二 法第十五条第二項第一号ホに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号） 第八条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関</p> <p>二 銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号） 附則第十一条に規定する銀行</p>	
<p>第二十条の三 法第十五条第二項第一号へに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号） 第八条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関</p> <p>二 銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条に規定する銀行</p>	<p>（新設）</p>